

△ 令和6年1月から、手数料のお支払いは原則「キャッシュレス決済」のみとなります。警察の窓口で現金は使用できませんのでご注意ください。
マイナ免許証とは、令和7年3月24日から運用開始となった運転免許証とマイナンバーカードが一体化となったものです。

運転免許証「再交付」マイナンバーカード「再記録」 手続きのご案内



R7.3

○受付日

月曜日 から 金曜日

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までは受付していません。

○申請の場所及び受理時間（再交付・国外運転免許センター）

手続区分		受理時間	
変更箇所/講習区分		午前	午後
再交付・再記録申請のみ			
再交付・再記録 + 記載事項変更※7	本籍・氏名・生年月日	9:00～11:30	1:00～4:15
	住所(県内)		
	住所(県外)		
再交付・再記録 + 免許更新	優良、高齢者講習受講済の方 オンライン講習(優良のみ)受講済み	9:00～10:30	1:00～3:00
再交付・再記録 + 免許更新 + 県外住所変更	優良、高齢者講習受講済の方 オンライン講習(優良のみ)受講済み	9:00～10:30	1:00～3:00

案内図

住所：さいたま市大宮区桜木町1-7-5
大宮ソニックシティビル4階

○申請の場所及び受理時間（運転免許センター）

手続区分		受理時間	
変更箇所/講習区分		午前	午後
再交付・再記録申請のみ			
再交付・再記録 + 記載事項変更※7	本籍・氏名・生年月日	9:00～11:00	1:00～4:15
	住所(県内)		
	住所(県外)	9:00～10:30	1:00～3:00
再交付・再記録 + 免許更新	すべての講習区分の方 オンライン講習(優良、一般)受講済み	8:30～10:00	1:00～1:30
再交付・再記録 + 免許更新 + 県外住所変更	すべての講習区分の方 オンライン講習(優良、一般)受講済み	8:30～11:30	

案内図

住所：鴻巣市鴻巣405-4

○必要書類

手続区分		必要書類等				
変更箇所		証明写真 (裏面必読) ※2	身分確認書類 (裏面参照) ※3	手数料	本籍記載の住民票 又は在留カード、 特別永住者証明書	新住所 確認書類※4
再交付・再記録申請のみ※1		○	○	※5		
再交付・再記録 + 記載事項変更※7	本籍・氏名・生年月日	○	○		○	
	住所(県内)	○	○			○
	住所(県外)	○	○		○※8	
再交付・再記録+免許更新		○	○	※6		
再交付・再記録+免許更新+県外住所変更		○	○		○※8	

- ※1 マイナ免許証をご希望の方は必ずマイナンバーカードをご持参ください。
- ※2 申請用写真(申請用写真が不要な場合もあるため裏面の手数料表を参照)～縦3cm×横2.4cm、6ヶ月以内に撮影(申請時に撮影日を確認します。)、無帽(申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆うものである場合を除く。)、正面、上三分身(肩から上)、無背景(枠、模様、図柄、景色、影があるものは不可。)、白黒カラーは問いません。パソコンプリンターで出力する場合は、写真専用の用紙を使用し、運転免許証と同等の鮮明な写真を提出してください。写真の適否は窓口係員が判断します。不備があると判断された場合は、写真をお撮り直しいただく場合がございます。(この写真は申請用です。)
- ※3 外国籍の方は、在留期限が確認できるものも必要です。(在留カード、特別永住者証明書又は国籍、在留資格及び在留期限が記載してある住民票等)
- ※4 新住所確認書類～1つ(健康保険証、納税通知書、電気、ガス、水道又は電話の料金請求書兼領収書、住民票等)
- ※5 再交付・再記録の手数料については、交付をご希望する免許証等によって金額が異なりますので、裏面の表をご確認下さい。
- ※6 更新・講習手数料が必要です。具体的な金額は「更新のお知らせ」のはがきを参照願います。
- ※7 記載事項変更届と同時に再交付申請することが可能です。記載事項の変更がすでにお済みの方(裏面に変更した変更事項が記載されている)や運転免許証の顔写真の再撮影を希望される方など、いずれも再交付申請が可能です。また、2枚持ち又はマイナ免許証のみを保有し氏名・住所の変更と同時にマイナンバーカードに再記録をご希望の方は、必ずマイナンバーカードの券面を変更してからお越しく下さい。
- ※8 外国籍の方で住所変更のみの場合、住所変更がお済みの在留カード、特別永住者証明書での申請も可能です。

注意

- 免許証をお持ちの方が再交付申請をされる場合は、**現有免許証**を必ずご持参ください。未持参の場合は申請できません。
- 原則として即日交付ですが、システム障害などにより、後日交付となる場合もあります。
- 新たな種別の免許試験を受験する方は、受験日の前日までに再交付手続きを済ませてください。

△ 令和6年1月から、手数料のお支払いは原則「キャッシュレス決済」のみとなります。警察の窓口で現金は使用できませんのでご注意ください。
マイナ免許証とは、令和7年3月24日から運用開始となった運転免許証とマイナンバーカードが一体化となったものです。

使用可能なキャッシュレス決済

- 1 クレジットカード、デビットカード VISA / Mastercard / JCB / American Express / Diners Club
- 2 電子マネー nanaco / WAON / 楽天Edy / 交通系IC (Suica , PASMO 等) ※チャージはできません。
- 3 コード決済 d払い / PayPay / 楽天ペイ / auPAY

再交付・再記録手数料

再交付・再記録に伴う保有形態変更	紛失前の持ち方	申請後の持ち方	手数料(円)
	運転免許証	運転免許証	2,600
		2枚持ち	2,700
		マイナ免許証	1,500
	2枚持ち(双方紛失)	運転免許証	2,600
		2枚持ち	2,700
		マイナ免許証	1,500
	2枚持ち(免許証のみ紛失)	運転免許証	2,600
		2枚持ち	2,700
		★マイナ免許証	-
	2枚持ち(マイナ免許証のみ紛失)	★運転免許証	-
		2枚持ち	1,500
		マイナ免許証	1,500
	マイナ免許証	運転免許証	2,550
		2枚持ち	2,650
		マイナ免許証	1,500

※ 左記の表で★がある申請手続きについては、必要書類に写真は不要です。

保有形態変更

保有形態には次の3通りがあります。

- ①運転免許証
- ②運転免許証とマイナ免許証
- ③マイナ免許証

再交付・再記録と同時に保有形態変更(例 ①→②、①→③、②→③等)が可能となり手数料が異なります。

また、左記の表で金額の記載がないものについては、手数料はかかりませんが申請手続きは必要です。

再交付に必要な身分確認書類

いずれも申請者の氏名の記載があるものに限る。確認に2種類以上必要なもの場合は、B+Bの組み合わせは不可 (例：診察券と定期券の組み合わせは不可)。		
1種類のみで確認可能なもの		確認に2種類以上必要なもの
○日本国旅券（パスポート） ○個人番号カード（マイナンバーカード） ※通知カードは身分証として使えません。 ○在留カード ○特別永住者証明書 ○国外運転免許証（有効期間内のもの） ○乗員手帳（船員手帳） ○以下は顔写真があるものに限る。写真がない場合は確認にさらにもう1種類以上のものが必要 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・住民基本台帳カード ・士業（国家資格）に係る免許証又は証明書 ・社員証（会社の連絡先、発行年月日等の記載があり、申請者が在職中に限る。） ・学生証（申請者が在学中に限る。） ・官公署が発行した身分証明書		○国民年金手帳 ○児童扶養又は特別児童扶養の手当証書 ○生活保護受給者証 ○住民票（外国籍の場合は国籍、在留資格の記載が必要）又は戸籍の謄本、抄本 ○預金通帳又はキャッシュカード ○クレジットカード ○電気・ガス等公共料金請求書兼領収書 ○外国の旅券（パスポート） ○失効した日本国旅券（パスポート） ○失効した運転免許証、国外運転免許証 ○運転免許証更新のお知らせ ○高齢者講習修了証 ○納税に係る通知書 ○労働安全衛生法に基づく免許証又は技能講習修了証 ○印鑑登録証明書、在監証明書、車検証等官公署又はそれに準じる公的機関が発行又は発給した事実関係の証明に関する書類 ○保険証書 ○卒業証書又は卒業証明書 ○給料明細書又は源泉徴収票 ○母子健康手帳（親権者に限る。） ○賃貸借契約書（申請者が契約者で実印があるものに限る。住所変更は不可）
確認に2種類以上必要なもの		
A	○国民健康保険又は健康保険被保険者証 ○船員保険被保険者証 ○後期高齢者医療被保険者証 ○介護保険被保険者証 ○健康保険日雇特例被保険者手帳 ○公務員又は教職員共済組合員証 ○私立学校教職員共済加入者証	○診察券、会員カード、taspo、定期券、資格証等企業、民間団体が発行又は発給した事実関係の証明に関する書類

ご不明な点は、下記にお問い合わせください。 ※電話番号のかけ間違いにご注意ください。

再交付・国外運転免許センター 電話：048-647-4131
運転免許センター音声案内・FAXサービス：048-541-1234